平成２１年（家）第８８１号
本籍兵庫県姫路市高尾町２番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　内藤　幸子
昭和13年６月19日生
平成22年４月14日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１０４号
本籍三重県伊勢市浦口２丁目202番地、最後の住所広島県呉市以下不詳
不在者　南　　政三
大正４年12月２日生
平成22年４月13日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１９１号
本籍熊本県上天草市大矢野町上623番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　小村　政男
昭和４年４月８日生
平成22年４月８日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第２８５号
本籍沖縄県豊見城市字名嘉地106番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　上原セツ子
昭和12年２月３日生
平成22年４月14日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１５４号
本籍沖縄県沖縄市泡瀬２丁目74番地１、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字泡瀬250番地
不在者　照屋　唯吉
明治35年３月19日生
平成22年４月13日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第９号
石川県小松市白江町ネ117番地
申立人　小松パワートロン株式会社
代表者代表取締役　富田美乃則
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月９日
平成22年４月12日　　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｙ117847
金額　265,125円
支払期日　平成21年３月31日
支払地　石川県金沢市
支払場所　株式会社北國銀行本店営業部
振出日　平成20年11月20日
振出地　石川県金沢市
振出人　東亜電機工業株式会社　代表取締役　安井　克郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第５８号
名古屋市熱田区高蔵町４番７号
申立人　株式会社ミドリ商会
代表者代表取締役　水野　有容
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月12日
平成22年４月13日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＺ85841
金額　108,780円
支払期日　平成22年３月15日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行柴田支店
振出日　平成21年10月30日
振出地　名古屋市
振出人　日星精工株式会社　代表取締役　齋和男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１１号
福岡県福津市中央１丁目11番１号
申立人　有限会社福間
代表者取締役　久我　芳枝
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月12日
平成22年４月13日　　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＷ48882
金額　704,550円
支払期日　平成21年12月31日
支払地　広島市
支払場所　株式会社山口銀行平和通支店
振出日　平成21年８月31日
振出地　広島市
振出人　眞工金属株式会社　代表取締役　藤田光隆
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
福岡県飯塚市勢田2593番地の21
申立人　株式会社九研
代表者代表取締役　宮崎　　到
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月９日
平成22年４月12日　　防府簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＷ76480
金額　184,695円
支払期日　平成22年３月31日
支払地　山口県防府市
支払場所　株式会社山口銀行三田尻支店
振出日　平成21年11月30日
振出地　山口県防府市
振出人　株式会社山口機械　代表取締役　羽嶋　等
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３８０号
神戸市兵庫区切戸町２番10号、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区切戸町１番23号
債務者　笹倉工業株式会社
代表者代表取締役　笹倉　祥男
１　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　寛司
４　破産債権の届出期間　平成22年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
長野県駒ヶ根市中沢5037番地
債務者　有限会社堀内林業技術研究所
代表者取締役　堀内　利男
１　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　浩平
４　財産状況報告集会の期日　平成22年７月14日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４１号
長野県駒ヶ根市中沢5037番地１
債務者　堀内　利男
１　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　浩平
４　財産状況報告集会の期日　平成22年７月14日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１１０号
神奈川県南足柄市和田河原340番地４
債務者　小島　義雄
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡部　英明
４　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部